

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令
根拠法令及び条項		都市公園法第33条第4項（第26条第2項の準用）
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
処   分   基   準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	法第33条第4項において準用する第26条第2項の規定による。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）